

栃木県再犯防止推進計画の概要

県民生活部くらし安全安心課

1 計画策定の趣旨

県内の刑法犯認知件数は減少しているが、平成30年に検挙された者の約半数（再犯者率47.5%、全国平均48.8%）が再犯者である。

平成28年に、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成29年に、国の再犯防止推進計画が閣議決定された。

県においては、国、市町及び協力団体との連携体制を構築して、罪を犯した人の社会復帰を支援するため、同法に基づく地方再犯防止推進計画を策定して、更生を目指す人が共に歩むことのできる安全で安心な地域社会の実現を目指していく。

2 計画の対象者

計画の対象は、法律に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」のうち、更生への思いがある人（以下「自立更生者」とする。

3 計画期間 令和2（2020）年度から6（2024）年度までの5年間

4 取組の視点と施策

次の4つの視点を踏まえ、県の再犯防止施策の取組を進める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 刑事司法手続に接続し、国、市町及び協力団体と連携協力② 自立更生者の更生意欲醸成③ 市町・協力団体の活動促進④ 更生保護に対する理解促進 |
|---|

<施策>

(1) 更生と社会復帰に向けた「生活環境の整備」

行政サービスを活用し、国及び協力団体との連携のもとで、自立更生者に対し切れ目のない支援を行い、更生と社会復帰に向けた生活環境を整える。

(2) 犯罪や非行をした人たちの「更生意欲の醸成」

宇都宮保護観察所などと連携し、自立更生者の改善更生の思いを高める。

(3) 国、市町及び協力団体の連携による「サポート体制の構築」

国、市町及び協力団体を含む関係団体等の連携協力を促進し、さらに、協力団体が各々の専門性を発揮し、お互いをサポートし合えるネットワーク体制を構築する。

(4) 社会からの支えを広げていく「理解促進」

自立更生者の社会復帰のため、県民の理解と協力による見守りが行われる環境を整える。

5 本県計画の特色

- ・本県計画は「更生意欲の醸成」を特色とし、各種支援とともに犯罪被害者の心情理解を通じた責任自覚など、改善更生への思いを高めていく施策に取り組む。
- ・計画の対象者の呼称について、前向きな更生への思いを促すため「自立更生者」とする。
※国計画や他県等の計画の呼称⇒「犯罪をした者等」「犯罪や非行をした人たち」「刑務所出所者等」